

とよた苑デイサービスセンター（一般型）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設するとよた苑デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護（以下「事業」という。）は、当該事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービス機関との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 とよた苑デイサービスセンター
- (2) 所在地 豊田市野見山町5丁目80番地1

（従業者の職種、従業者数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、従業者数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 生活相談員 2人以上（うち生活相談員又は介護職員のうち常勤1人以上）
生活相談員は、面接手続き事務等と利用者の処遇に関すること、苦情や相談等に関することとする。
- (3) 看護職員 2人以上
看護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行うこととする。
- (4) 介護職員 11人以上（常勤換算、うち生活相談員又は介護職員のうち常勤1人以上）
介護職員は、利用者の日常生活の介護・指導・相談及び援助を行うこととする。
- (5) 機能訓練指導員 2人以上

機能訓練指導員は、利用者の機能訓練に関することと、それに伴う介護職員への指導などを行うこととする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。
ただし、1月1日から3日及びとよた苑開設記念祭の日を除く。
- (2) 営業時間 午前8時から午後6時15分までとする。
- (3) サービス提供時間 午前9時30分から午後4時30分までとする。

(指定通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次のとおりとする。

- (1) 1単位目 45名(大規模)

(事業の内容及び利用料等)

第7条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴(一般浴、特別浴)
- (3) 日常生活動作の機能訓練
- (4) 健康チェック
- (5) 送迎

2 第9条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定通所介護に要した送迎の費用は、別表1のとおり徴収する。

3 食費は、別表2のとおり徴収する。

4 おむつ代は、実費とする。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 従業者は、指定通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、別表3の区域とする。

(サービスに当たっての留意事項)

第10条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用時
- (2) 継続研修 年2回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人恩賜財団愛知県同

胞援護会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 12 年 4 月 1 日施行のとよた苑デイサービスセンター運営規程は、廃止する。
(平成 18 年 5 月 11 日改正)
この改正は、平成 18 年 6 月 1 日から適用する。
(平成 20 年 4 月 1 日改正)
この改正は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 21 年 6 月 1 日改正)
この改正は、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。
(平成 22 年 6 月 1 日改正)
この改正は、平成 22 年 6 月 1 日から適用する。
(平成 23 年 6 月 1 日改正)
この改正は、平成 23 年 6 月 1 日から適用する。
(平成 24 年 4 月 1 日改正)
この改正は、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 24 年 7 月 1 日改正)
この改正は、平成 24 年 7 月 1 日から適用する。
(平成 26 年 4 月 1 日改正)
この改正は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。
(平成 26 年 12 月 10 日改正)
この改正は、平成 26 年 12 月 10 日から適用する。
(平成 27 年 6 月 1 日改正)
この改正は、平成 27 年 6 月 1 日から適用する。
(平成 27 年 8 月 1 日改正)
この改正は、平成 27 年 8 月 1 日から適用する。
(平成 28 年 6 月 1 日改正)
この改正は、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。
(平成 29 年 6 月 1 日改正)
この改正は、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。
(平成 30 年 6 月 1 日改正)
この改正は、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。
(平成 31 年 2 月 1 日改正)
この改正は、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。

(令和元年6月1日改正)

この改正は、令和元年6月1日から適用する。

(令和元年10月1日改正)

この改正は、令和元年10月1日から適用する。

(令和3年6月1日改正)

この改正は、令和3年6月1日から適用する。

(令和4年4月1日改正)

この改正は、令和4年4月1日から適用する。

(令和4年6月1日改正)

この改正は、令和4年6月1日から適用する。

別表 1

距離	金額
事業所の実施地域を越えた地点から片道 10km 未満	500 円
事業所の実施地域を越えた地点から片道 10km 以上	1,000 円

別表 2

食費	金額
昼食	530 円
おやつ	70 円

別表 3

通常の事業の実施地域
豊田市、岡崎市（細川町、桑原町、宮石町、奥殿町、川向町、日影町）